

とくしまデジタル人材バンク支援等実施要領

（目的）

第1 この要領は、とくしまデジタル人材バンク（以下「人材バンク」という。）における地方公共団体及び公共的団体等並びに民間企業（以下「地方公共団体等」という。）への人材支援等の実施に関し必要な事項を定める。

（支援等手続）

第2 人材バンクから支援等を受けようとする地方公共団体等は、別記第5号様式「とくしまデジタル人材バンク登録者支援等申請書」を公益財団法人とくしま産業振興機構（以下「機構」という。）理事長に提出しなければならない。

2 機構理事長は、地方公共団体等から登録者の支援等の申請があったときは、人材バンク登録者（以下「登録者」という。）の意向を確認の上、速やかに、別記第6号様式「とくしまデジタル人材バンク登録者支援等紹介決定書」により、申請のあった地方公共団体等へ人材の紹介を行うものとする。

（報告等）

第3 地方公共団体等は、登録者との間で支援が整ったときは、別記第7号様式「とくしまデジタル人材バンク登録者支援決定報告書（新規・変更・終了）」により機構理事長に報告するものとする。

2 また、支援内容に変更があったとき又は支援が終了したときについては、別記第7号様式「とくしまデジタル人材バンク登録者支援決定報告書（新規・変更・終了）」により機構理事長に報告するものとする。

（経費の負担）

第4 地方公共団体等との間で支援が整った登録者（以下、「支援者」という。）への報酬等は、支援者と地方公共団体等の間で協議を行うものとする。

（支援者の個人情報の管理、公開）

第5 支援者の個人情報については、公益財団法人とくしま産業振興機構プライバシーポリシーに基づいて取扱う。

（その他）

第6 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要なことは財団機構理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月22日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。